

大阪国際大学大学院 学則 新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第5条 略</p> <p>(研究科委員会)</p> <p>第6条 本大学学部に、研究科委員会を置く。</p> <p>2 研究科委員会は、当該研究科担当の教授をもって構成する。但し、研究科委員会が必要と認めるときは、その他の教員を構成員に加えることができる。</p> <p>3 学長、副学長、事務局長は、必要に応じ研究科委員会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>4 <u>研究科委員会は、次に掲げる事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</u></p> <p>(1) <u>学生の入学及び修了</u></p> <p>(2) <u>学位の授与</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</u></p> <p>5 <u>研究科委員会は、前項に規定するもののほか、当該研究科に係る教育研究に関する事項について審議し、又は学長の求めに応じ、意見を述べることができる。</u></p> <p>6 研究科委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。</p>	<p>第1条～第5条 略</p> <p>(研究科委員会)</p> <p>第6条 本大学学部に、研究科委員会を置く。</p> <p>2 研究科委員会は、当該研究科担当の教授をもって構成する。但し、研究科委員会が必要と認めるときは、その他の教員を構成員に加えることができる。</p> <p>3 学長、副学長、事務局長は、必要に応じ研究科委員会に出席して意見を述べる<u>ことができる。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4 研究科委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。</p>
<p>第7条～第38条 略</p> <p>(懲戒)</p> <p>第39条 本大学院の諸規則に違反し、又は秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為をした者は、学長がこれを懲戒する。</p> <p>2 懲戒は、その軽重に従い譴責、停学若しくは退学とする。</p> <p>3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者</p>	<p>第7条～第38条 略</p> <p>(懲戒)</p> <p>第39条 本大学院の諸規則に違反し、又は秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為をした者は、学長がこれを懲戒する。</p> <p>2 懲戒は、その軽重に従い譴責、停学若しくは退学とする。</p> <p>3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者</p>

- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく、欠席が引き続き3か月以上に及んだ者
- (4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関する手続きについては、別に定める。

第40条～第44条 略

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 修士課程授業科目及び単位数
略

別表2 博士後期課程授業科目及び単位数
略

- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく、欠席が引き続き3か月以上に及んだ者
- (4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(新設)

第40条～第44条 略

別表1 修士課程授業科目及び単位数
略

別表2 博士後期課程授業科目及び単位数
略